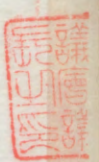


秋ともい見大範圍ではさうして機械設備は入つておられ。秋とも
 近代設備をしようとする願ひとはよくかか付たは
 人事務能力であつたと云ふ。秋はさういふ面から人員増へ
 つておしめては町民の立場から理解をもつてくれなければ
 ならないし、又さういふものを議決した上、秋ともは町民に對
 して十分の説明をなさうにしておかなければならぬといふ
 十分管理監督をしてくれだと思つたわけだといふ事です。
 本家は敬告議員の場も含めておられます。これは當然のもろ
 りです。他の点については、さういふ人員を必要ないで
 能力のある正しい公務員を育成してくれだといふことを
 要望申し上げて。本家にすすめる秋の意見を終ります。
 議長（石川信義君）　さうして質疑も終結します。
 おわかりいたします。議事第九十三号は東東通り決するに



ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）

ご異議なしと決ります。さうして議事第九十三

号は東東通り可決いたしました。

（休憩）と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）

くどい休憩の意ありました。さうして休憩

するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）

ご異議なしと決り、暫時休憩いたします。

休憩　午前十時十八分

開議　午前十時三十分

議長（石川信義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事第九十四号は福生町新東福生地区美平土地区画整理事業施行規定

も定めらるる条例の制定について、議案第九十四号と、議題に供します。
事務局長として、議案の朗読をなさいます。

（町田議会事務局次長朗読）省略

一議長（石川信義君）川登町役より提案理由の説明を求めます。

（町役川登金吉君登壇）

一町役（川登金吉君）議案第九十四号、福生町市町界福生と美平と地界

整理事業施行規定を定めらるる条例の制定について、ご説明申し上げます。
と存じます。美平の正風整理事業について、皆さん方
おわかりのように、今日お集りの方の基礎的準備が進んで参
りまして、こと厚くお礼申し上げます。おなかさす、地まさん等の
説明会も終了しまして、町長より建設大臣に対し認可申請を提出
するは、いよいよと、ついででございます。ふの認可さす、と、建設
大臣は、東京都知事におかれ、認可すわけでございますが、期間



期間に正式に施行期間と設け、その間、異議のあつた方に対し、
は受け付けずして、審議会の審査を待つて決定すべし、という段階に
なつておる次第でございます。本県は、施行するに当たって、細部
的ものについて、基本的なものに、おろすわけが、ふに、より、して、運
営等、同意はなく、や、つ、さ、い、と思ひ、ご提案申し上げた次第
でございます。また、この表題でございますが、エ地区、風整理環
第五十三条におきまして、施行規定は、条例で定めなければならぬ
いと、さ、つ、て、あり、ます、の、で、こ、う、し、て、表題をつけたいと存じ、
ふ、い、つ、て、さ、し、て、は、現、に、行、な、る、お、り、ます、と、こ、ろ、の、青、田、市、と、お、
島、野、村、等、の、こ、う、い、う、な、表題をつけ、な、る、わけ、が、さ、し、て、ま、す、か、
私、と、も、と、い、ふ、し、て、も、都、の、行、政、課、等、と、ご、相、談、し、表題を
つけたわけが、こ、う、い、ふ、予、め、さ、し、て、さ、し、たい、と、存、じ、ます、
本県は、正風整理事業を行うに、おき、まして、最も、大切、な、規則

をございまして、この国の憲法ともうございまして、本規則に定めのないものは、区画整理法に基き施行するわけでありまして、本県作成にあたりましては、建設省と、東京都等の十分な指導を願うに依りまして、第一章から九章まで第三十四条からなるものゝございまして、本文の第一章は総則のございまして、第二章の目的は、福生町の西北部を主として、住居地の開発を目的としてあります。都市計画として決定された区域に於きまして、区画整理事業を行うというのと、ここに定められた事項その他を定めるところと目的として、このわけのございまして、第三章におきましては、先權申しに於て事業の名称をございまして、第四章に於ては、施行区域の名称、や回数は事業の範囲、や五条は事務所の所在、以上の点は、本文の通りであります。の説明は省略させていただきます。第二章の費用の負担は、区画整理法や九

十条や三項に規定された保留地を、このわけと規定されたものゝございまして、保留地の処分金と、国若くは東京都の助成金を除くものゝ町の負担であるというところをございまして、や三章は保留地の処分方法でありまして、先權申しに於て保留地の処分については、施行規則で定めるところであり、その順位と定められたものゝございまして、一般の他町村でやつたものところと違ひますのは、この東京都新都市建設公社が市街地開発区域の整備に用いるものとしてあります。が、未知のとおり、この事業を進行するに於きまして、新都市建設公社に委託するわけのございまして、新都市建設公社の設立趣旨であります。とあり、公社の一時立替金によりまして、事業を促進するわけにはやむを得ず、いものとして、このわけのございまして、第八章は保留地の処分価格を定め、第五章に於て評価委員の選出する

わけがござりまするが、その評価委員の意見を聞いて、町長が、
価格をきめようということが定められておるわけがあります。

又同章は土地区画審議会で、これが最も重要なところであらう
として、この審議会に於いて、換地の方法とか、評価等を決定す
るわけがござりまするが、又九条に於いて、委員の定数を定め、こ
れは区画整理事業を行う土地の面積で定むこととなるわけであ
らう、これによつて五十ヘクタールから百ヘクタールの面積に於いて
しては定数を最高十人まで定むことと、そのと都市計画
法に規定されておるわけがござりまする。従つて、本条では
十人としたとして、学識経験者も二名としたわけがござりまする。
又土地所有者、権利者から選出する委員は十人とおられてあり
ます。この委員の任期は五年とし、選挙制を行うことが都市計
画法の規定によつてござりまする。十六、十七条では委員及び

準備委員の定め方であり、土地の所有者及び借地権者か
ら、この委員を選出するわけがござりまする。これは年数途中で
選挙をしないというわけであつて、之候補者を選挙して、その員数
でもって有権者数を除して、その回分の以上は資格者にな
るわけがござりまする。上から順に十二名を選んでは、残り四分の一
以上とつておるものが、準備員になるという規定であります。

又十回条でござりまするが、これは委員の補欠選挙でござりまして、
準備委員に欠員が生じた場合、この十回条で補うというものであ
りまして、欠員が定数の三分の一、要するに四人以上になつた時
には、この十回条が適用されるということがござりまする。又十五条、十
六条は、この学識経験者の補充員について規定し、その中で
あります。又十七条は、審議会の運営等を規定されております。
又五章に於いては土地の評価がござりまする。又十八条は、都市計画

法第六十五条に於て評価委員は三人以上となつておられます。か
こゝでは五人として審議会の同意を得、市長の委任するものと規定
されておられるのでございます。又十九条は評価の方法でございますが
すめ、土地の所有権者等が評価を定むることと、所有権以外
の権利を有するもの、そのうち小作権者とか、地上権、先取特
権、賃権等を除くものの所有権以外の者に對して、どうする
かということも規定してあるわけでございます。又二五章は従前
の宅地の地積の決定でございます。又二六章は、従前の宅地の
地積は都市計画区域の決定の日、いわゆる昭和二十一年四月
十日を基礎として測量増等を按分するということとで、以下
之項まであります。その地積の土地台帳と実測が甚しく違つて
いた場合の規定されてあるわけでございます。又七章でございます
すめ、換地の基準及び処分、二七条は換地計画の方針で市長

が審議会の意見を聞いて、基準に従つて処分するということとでござ
います。二七条は土地の権利の異動がある場合の届出を規定
したものであります。二八条に於ては換地処分の時期で、換地す
る前に建築物の移転が生じた場合、換地処分ができなくとも、建
物等の移転をした時は換地処分する前であるもの処分ができること
ということとでございます。第三章は清算でございますが、換地につい
て審議会の意見を聞き、基準に従つて処分するわけでございます。か
この条の条のように、将来の価格と、換地された土地の価格の差がある
場合は金で清算するということとでありまして、換地をしたとき
場合の清算規定でございます。又二五条は、火災等により
ゆえに積算金の分割の徴収と交付でございます。その金を
一度に徴収するかわるいは交付するものというものとございます。か
二月以上のものについては申出により、金額に基いて分割期

る起」かと思ひます。訂正方を願ひます。

ふは復旧です。事業の名称についてはどうも正史整理、あるいは土地造成の賜にはさく、何々平」という文字が使われており、また、ふは何かどういうものについての明確な事業名称の根拠のありかどうかが、その点だけ聞きたいと思ひます。

一、助役(川原金吉君) お答え申し上げます。正史整理を行う上に、おきまして名称をつけたい。今後の扱い上、便利であらうというところから、おきかあります。従って、加美平とつくし、そして、そうして、又武蔵野につくしても、武蔵野台という名称をつけたい。それにつきましては、建設省等々の意見も聞いておき、非常に良い名称であるということであり、どうも、接合にありたい。名称についても、おきかないと断る。とすると、又、扱う上からも、やはり、いいということ。地

を尊重して、このような名称をつけたい。第一、この

「了解」と呼ぶ者あり

一、議長(石川信義君) ふい、復旧を断絶します。

おきかあります。議案第九号は、建設委員会に付託し、詳細な審議を願うこと。つくし、いいと思ひます。ふい、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一、議長(石川信義君) 異議なしと認め、さう決定いたします。なお、本件は、関係中の継続調査に付したいと思ひます。ふい、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一、議長(石川信義君) 異議なしと認め、さう、さう決定いたします。

すしん。

一議長(石川信義君)

こころ暫時休憩をいたします。

休憩 十一時 四十分

開議 一時 五分

一議長(石川信義君)

休憩前に入り続きの会議を開きます。

追加日程第一 福生町農業協同組合、武陽信用金庫よりの陳情書、陳情書の四号と議題に供します。事務局長として陳情書の朗読をさせていただきます。

(町田議事事務局局長朗読) 有略

一議長(石川信義君)

これより質疑を行ないます。

一(山下幸三君)

本件については非常に微妙な内容を含んでおりまして、本日ここに討議いたしても結論が出ないと思っております。担当委員会に付託して十分そこでご審議願う

ことごとく提案申し上げます。

一議長(石川信義君)

本件につきましては総務委員会に付託し詳細なる審議を願うことといたしたいと思っております。これより質疑ありませんか。

(質疑なしと称する者あり)

一議長(石川信義君)

ご質疑なしと認め、さよう決定いたしました。次、本件は関係中継審議に付したいと思っております。これより質疑ありませんか。

(質疑なしと称する者あり)

一議長(石川信義君)

ご質疑なしと認め、さよう決定いたしました。

一議長(石川信義君)

本日の日程は全部終了いたしました。閉会を宣する前に町長からご挨拶願います。

(町長 廣古清蔵君登壇)

一町長(瀧石清蔵君)

ご提出申し上げました議案に対しおしる復

重が審議いたされたこと決定されたことと厚くお礼申
し上げます。是非が苦勞さすべし。

一議長(石川信義君)

以上おもちまして昭和三十一年度第...回

福生町議会定例会と開会いたしました。長時間ご協力ありかと
うごうごう申しん。

午後一時十二分散会

右会議の次々の内容の正確であることと証するたため、ここに署名を
する。

昭和三十一年十月二十三日

福生町議会議長

石川 信義 氏

議員

岸

氏

議員

高水 惣八

福生町議会

議員

村 錦 弘



東
龍
太
郎

中西虎戲

會議録の送付について

昭和三十七年

七

回福生町議會臨

時

木
目

会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしました

したので、地方自治法第一一三条第三項の規定により送付いたします。